

「ネイチャーポジティブへの日本経済界の取組みと CBD・COP16への期待」

– CBD・COP16向けスタンス・ペーパー –

2024年10月15日

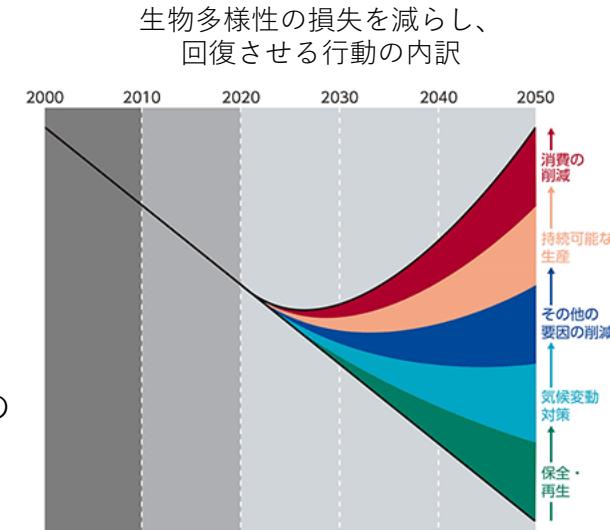
一般社団法人 日本経済団体連合会
経団連自然保護協議会

はじめに①

背景1：「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF)の採択と実現に向けたレビュー・メカニズム

- 生物多様性・自然資本は経済・社会活動の基盤であり、その保全は社会のあらゆる主体の責務。しかるに、世界の生物多様性・自然資本は劣化傾向にあり、多様な主体による維持・回復の取組みが必要。

※ 世界の総付加価値額のうち、少なくとも44兆米ドル（世界のGDPの約半分）は自然に依存した産業から創出。一方、自然と生物多様性の健全性を測る指標である「生きている地球指数（Living Planet Index）」は、1970年～2018年の過去約50年で69%も低下



資料：地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)

- こうした状況下で、2022年12月のCBD・COP15では、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」を採択。
2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、ネイチャーポジティブ（NP：自然再興）が掲げられた。
- 2026年のCOP17では、中間評価（グローバルレビュー）を実施予定。これに先立ち、2026年2月までに、各國政府は国別報告書の提出を求められる。今回のCOP16では、達成状況をモニタリングする指標等に関する詰めの議論が行われる予定。
- 世界目標の実現に向けた国際交渉の進展に期待。現実的かつ意義あるレビューに継続的に取り組むことが重要であることから、経済界視点から意見を発信。

はじめに②

背景2：ESG投資・サステナブル経営推進の一環としての生物多様性・自然資本に関する情報開示要請の高まり

- 投資家をはじめとするステークホルダーの間で、生物多様性・自然資本に関する情報の開示要請の高まりが見られる。
- 2024年4月には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が次の基準策定候補に関するリサーチ・プロジェクトのひとつに「生物多様性、生態系及び生態系サービス」を選定。
- 投資家は、環境や人権・DEIを含めた多様なサステナビリティ課題に対する企業の取組みを重視。他の分野とのリンクエージも意識しつつ、生物多様性・自然資本に関する情報開示に取り組む必要。
- COP15では、気候変動とのシナジーの強化について議論が行われ、気候変動の緩和と適応のために「自然を活用した解決策」（NbS）を活用する重要性を各国が共有。
こうした議論を進化させ、グリーン・トランスフォーメーション（GX）・サーキュラーエコノミー（CE）と共に、ネイチャーポジティブ（NP）を一体的に進める方策を探るべき。
また、それぞれの施策が対立するケースへの対応も含め、議論の深化を期待。
- 生物多様性・自然資本に関する情報開示の実態としては、指標・評価手法の詳細を含め、国際的な方向性が確立しているとは言い難い状況。**TNFD等に基づく情報開示のあり方等について議論が進展することが重要。**
- その際、日本企業による生物多様性・自然資本に関する取組みが、国際社会で正しく評価されるよう、**情報開示のあり方をめぐり提言する等、国際的な理解増進活動を進めるとともに、情報開示に取り組む日本企業の更なる拡大を目指していくべき。**

背景3：ネイチャーポジティブ経営の推進

- GBF採択後、わが国では、新たな「生物多様性国家戦略」や「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定するとともに、「地域生物多様性増進活動促進法」を制定。官民が一体となってネイチャーポジティブ推進環境の着実な整備に取り組んでいる。
- こうした動きを一層推進するためには、国際社会を含め、産官学民でネイチャーポジティブの重要性に対する社会全体の意識改革が必須。
- 日本経済界はかねてより、経団連自然保護基金や「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」等を通じて、生物多様性・自然資本保全への取組みを推進。その長年の取組みを国際社会で発信するとともに、さらに進展させる考え。
そのためには、企業のネイチャーポジティブ経営（生物多様性・自然資本の保全を重要課題として位置づけた経営）の普及促進が肝要。
- 鍵となるのは、サプライチェーンを含む事業活動による生態系への依存と影響を踏まえ、持続可能なレベルに改善していく企業の取組みが評価され、企業価値向上につながり、さらなる取組みにつながるという、生物多様性・自然資本保全活動の「好循環」の創出。
- この「好循環」の実現には、企業が、CSRの観点のみならず、自らの事業のレジリエンス向上の機会と捉えるとともに、イノベーションを通じ、ビジネス機会を見出し、マーケットを創り出す姿勢が必要。
- 「ネイチャーポジティブ」という社会課題への取組みが、投資やマーケットの創出・拡大を通じて、企業活力の向上や企業の競争力の強化へつながることが重要。そのための環境整備の実現に向けた働きかけを強化。

経団連自然保護協議会の取組み

- 経団連自然保護協議会は、下記の取組みを通じて G B F に貢献。
- 経団連自然保護基金（KNCF）を通じたGBFへの貢献
- 「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」等を通じて、企業の生物多様性保全への取組みを推進（ターゲット15）
- 「30by30アラインアンス」への参加、「自然共生サイト」の登録の呼びかけ（ターゲット3）
- 「TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン（通称：TNFD日本協議会）」の共同招集者として、TNFD参加を呼びかけ（ターゲット15）

経団連自然保護基金（KNCF）を通じた生物多様性保全プロジェクト支援

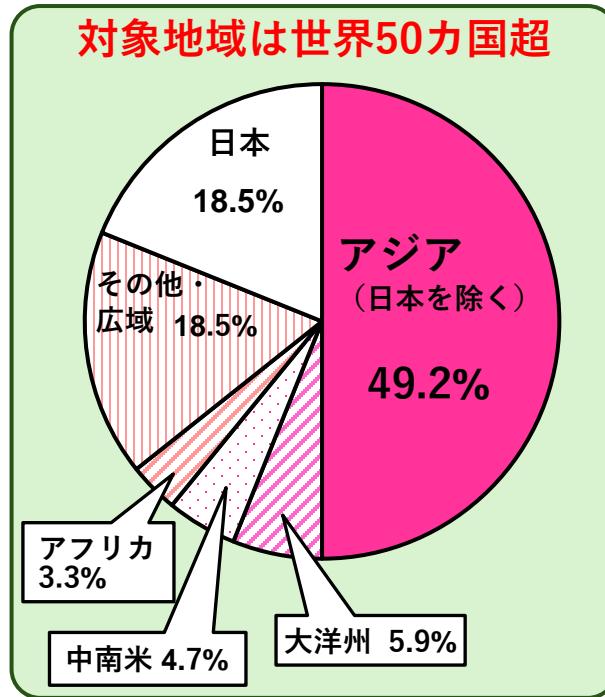
- 毎年度、法人・個人からの寄付を募り、国内外のNGOが行う生物多様性・自然保護プロジェクトに対し、資金支援。31年間で累計で世界50カ国超における約1,730件のプロジェクトに対し約51億円を支援。
 - 2024年度は、計46件のプロジェクトに総額で約1億7千万円（海外：29件〔1億3,251万円〕+国内：17件〔3,740万円〕+「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム」(COMDEKS)フェーズ4〔5,000万円〕）に拠出。
- 2023年度から、協働促進や活動の担い手の拡大を目指し、プロジェクトの規模別に助成メニューを整備するとともに、GBFの目標達成に貢献するプロジェクトに助成。
- 加えて、国連開発計画(UNDP)が実施する「COMDEKSフェーズ4」を環境省と連携して支援すべく、KNCFとして5年間で3億円を拠出。

【分野別・地域別 31年間累計支援額（2023年度末）】

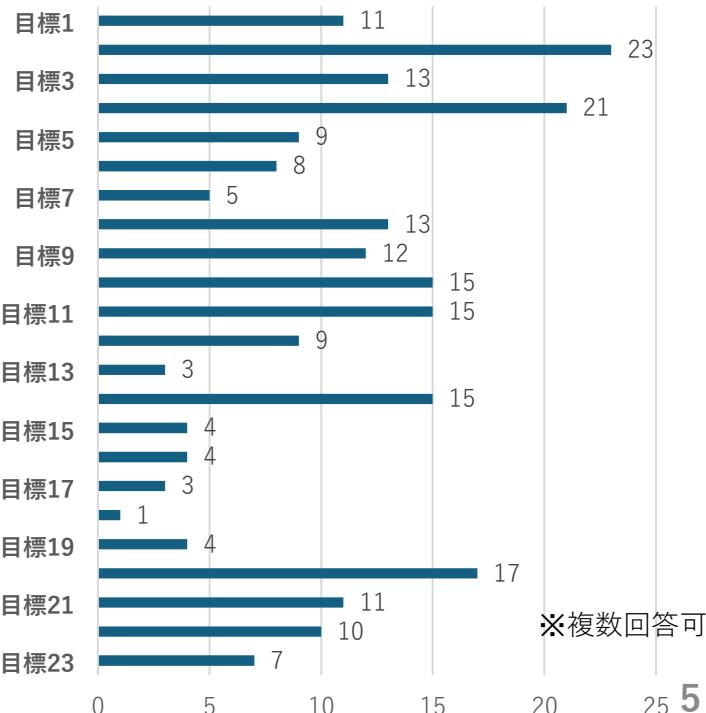
分野別	金額	比率
自然資源管理	1,843	36.1%
環境教育	942	18.4%
植林	738	14.4%
希少動植物	687	13.4%
調査	458	9.0%
会議支援	106	2.1%
その他	333	6.5%
合計	5,107	100.0%

（百万円）

対象地域は世界50カ国超



【24年度認定プロジェクトが貢献するGBF目標】

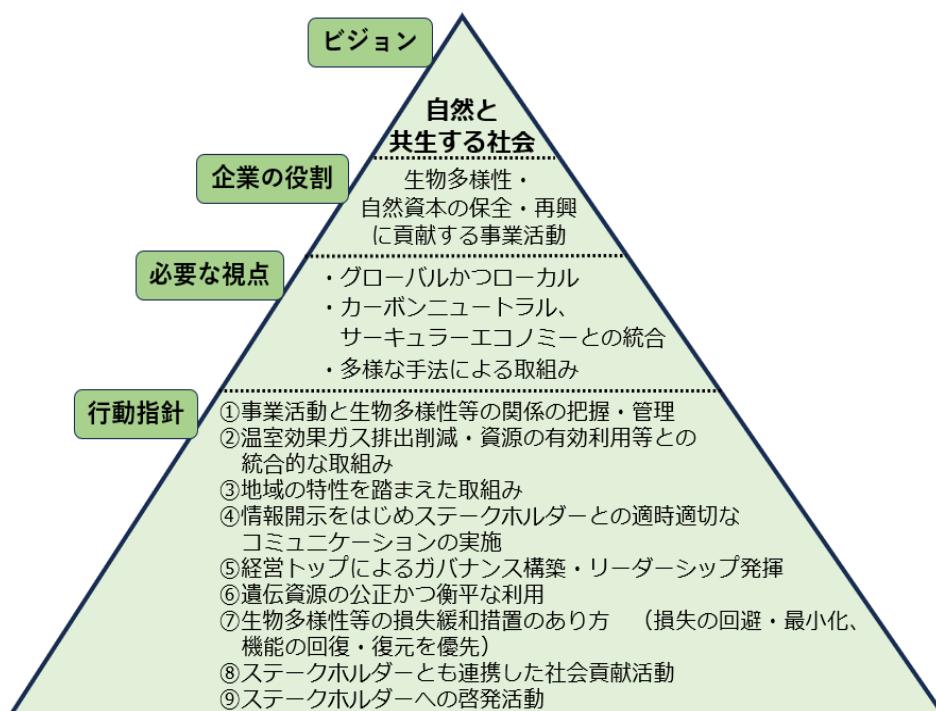


「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」の概要

- 「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」 * (<https://www.keidanren-biodiversity.jp/>) には、2024年8月末時点で351の企業・団体が参加、192件の取組み事例を紹介。日本経済界の取組み推進に寄与。

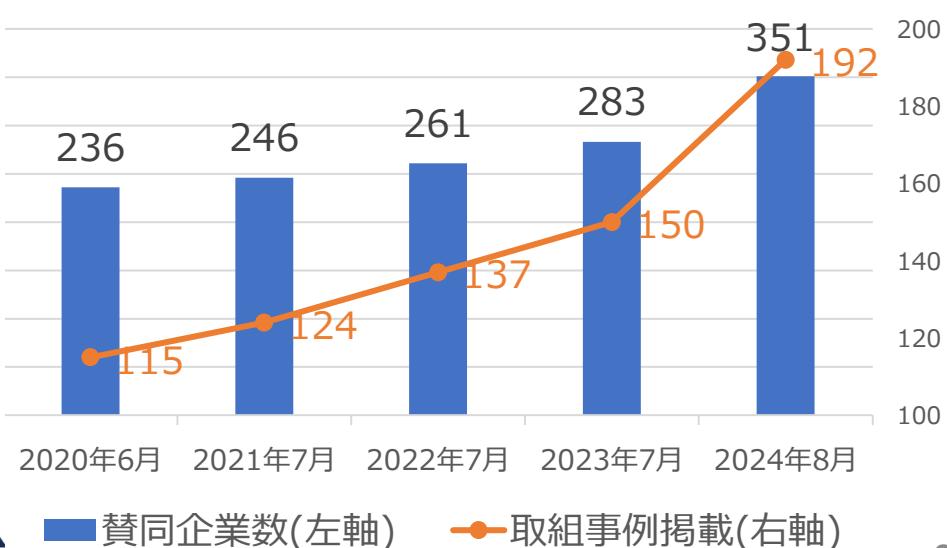
* 「経団連生物多様性宣言・行動指針」への賛同。企業・団体が自らの「将来の取組み方針」「取組み事例等」を公表

「経団連生物多様性宣言・行動指針」の全体像



同イニシアチブ参加企業には、
自社のWEBサイトや統合報告書、
サステナビリティレポート等で活用
可能なロゴマークを提供

経団連生物多様性宣言への賛同企業・団体数の推移

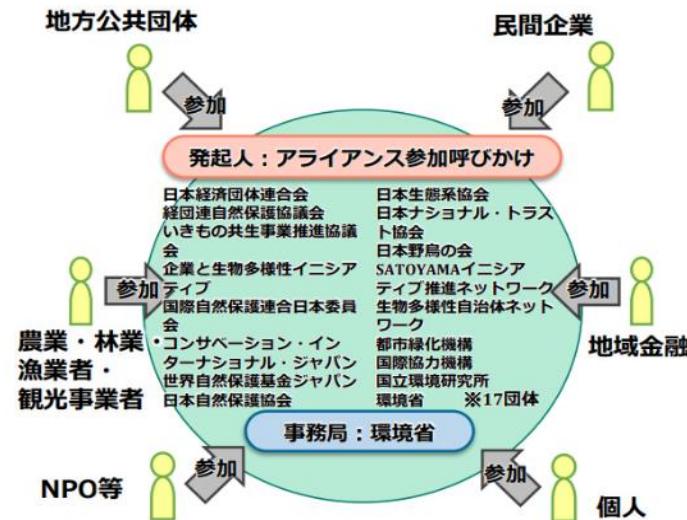


30by30への貢献（ターゲット3）

- 30by30目標の達成に向けて、KNCFによる国内外のプロジェクト支援を通じた貢献に加え、**経団連・経団連自然保護協議会（KNCC）は発起人のひとつとして、「30by30アライアンス」発足に協力（2022年4月）。** * 2021年6月G7サミット（英国）にて、G7首脳が、2030年までに陸域30%と海域30%を保護地域及びOECMにより保全する「30by30目標」を支持し、行動することを表明。
- 環境省は、民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を23年度から開始。23年度中に184か所、8.4万haを認定。それらのうち、保護地域との重複を除いた区域4.8万haをOECMとして国際データベースに登録。
- **23年度にKNCC会員企業が保有する社有林等で「自然共生サイト」に認定された区域は43か所(2.6万ha)、今月も新たに12か所が認定予定。OECM国際データベースへの登録にも寄与。**

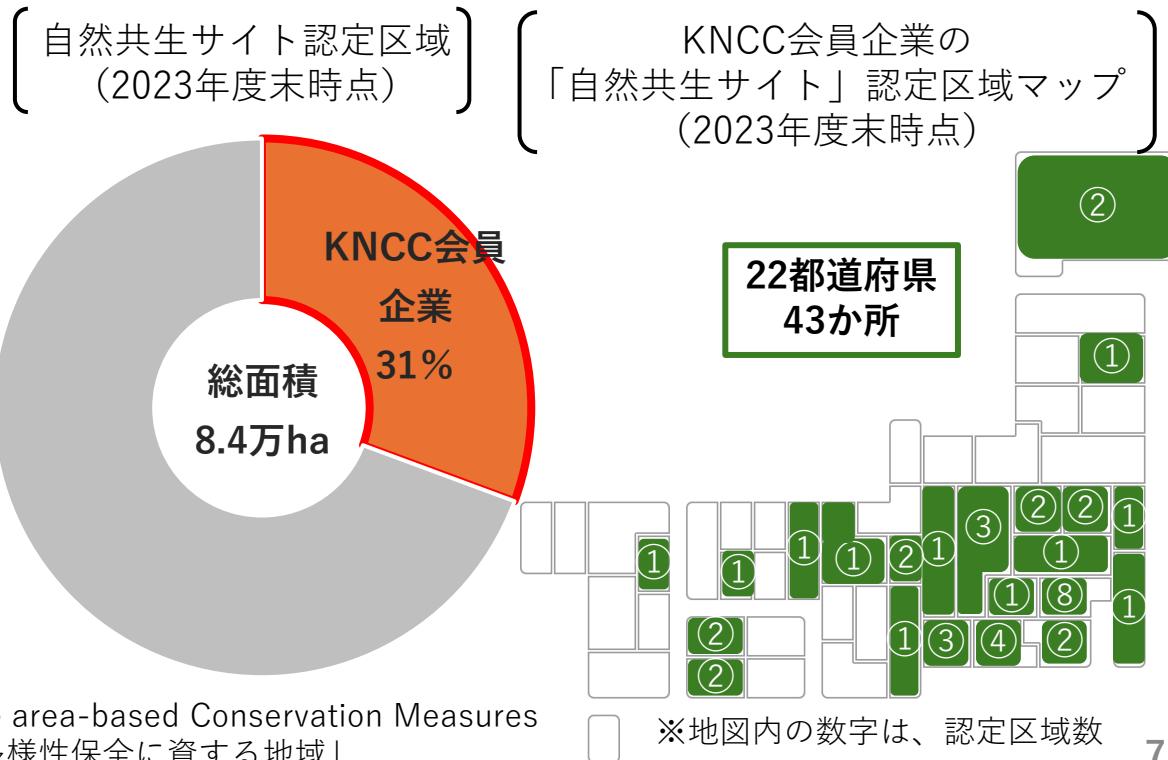


＜アライアンスの全体構造イメージ＞



出所：環境省資料

OECM : Other Effective area-based Conservation Measures
「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」



TNFDの理解増進に向けた取組み（ターゲット15）

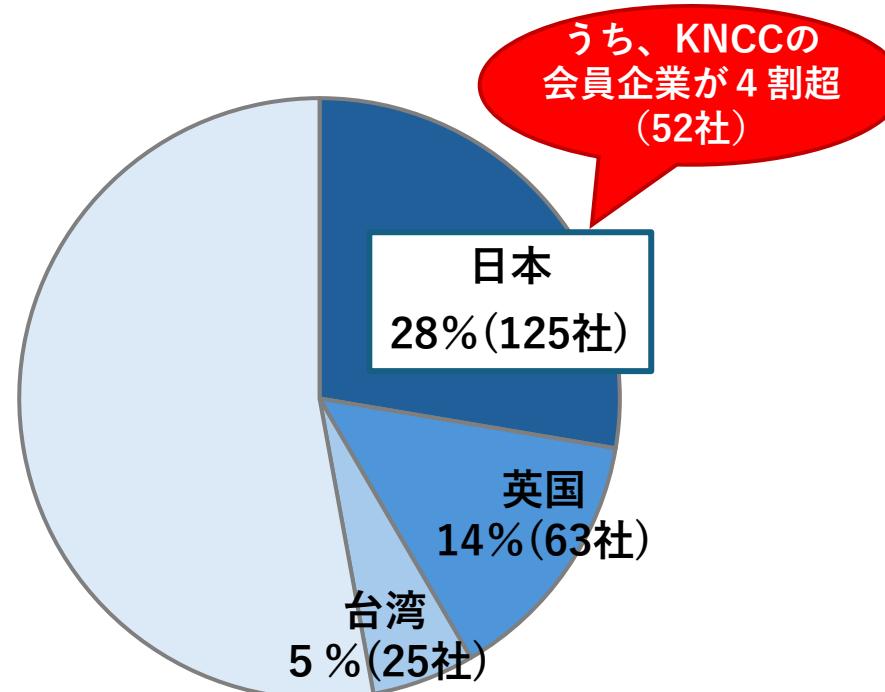
- 経団連自然保護協議会は、2022年9月よりTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フォーラムメンバーに対するTNFDの理解促進を目的に組織された「TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン」（通称：TNFD日本協議会）のConvener（招集者）として活動。
- TNFDの最終版公表に先立ち、理解増進を図るためのセミナーや発行体企業向けワークショップを実施。こうした周知活動や積極的参加を呼びかけた結果、「TNFDアーリー・アダプター」全320社中、日本は国別で最多となる80社が登録。
- 2024年6月末で日本企業の「アダプター」登録数は、KNCC企業を中心に100社超にのぼっており、NP推進に対する日本企業の高い意欲を示している

◆ TNFDへの理解促進を目的とした各種セミナー・ワークショップを2023年度に集中的に開催。

- 4月20日 TNFDベータ版v0.4解説会合
- 4月27日 第2回発行体企業向けワークショップ
- 11月29日 生物多様性・自然資本における情報開示に関するセミナー



【TNFDアダプターの内訳】(2024年10月現在)



※企業、金融機関、市場サービスプロバイダーを含む

企業の生物多様性への取組みの進捗状況

- KNCCは、日本企業における生物多様性保全への取組み状況の把握等を目的として、生物多様性条約の愛知目標採択後の2011年から毎年（但し、パンデミックに見舞われた2020年・2021を除く）、経団連会員企業等を対象に生物多様性に関するアンケート調査を実施。
- 経済界における生物多様性保全活動の進捗状況を10年超にわたり定期把握してきた調査は国際的にみても極めて稀であり、先進的事例の共有や内外への取組み発信に積極的に活用。
- 2023年度調査概要のうち、一部を抜粋（スライド10～13参照）。

【アンケート調査の概要】

1. 調査目的

昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）や自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）などの国際動向等に照らした、各社およびわが国経済界の取組み状況ならびに取組み上の課題や解決策について情報収集し、分析する。

2. 調査対象

経団連企業会員（1,542社＜2024年4月時点 経団連自然保護協議会会員含む＞）

3. 調査期間 2024年3月～6月

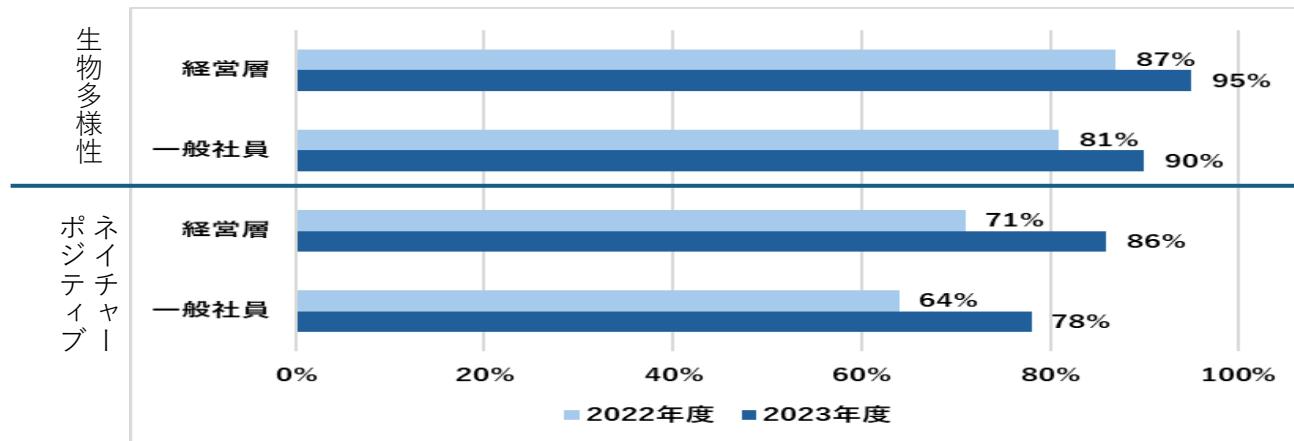
4. 有効回答数 281社（うち、経団連自然保護協議会会員 110社）

< 1 >社内意識・推進体制

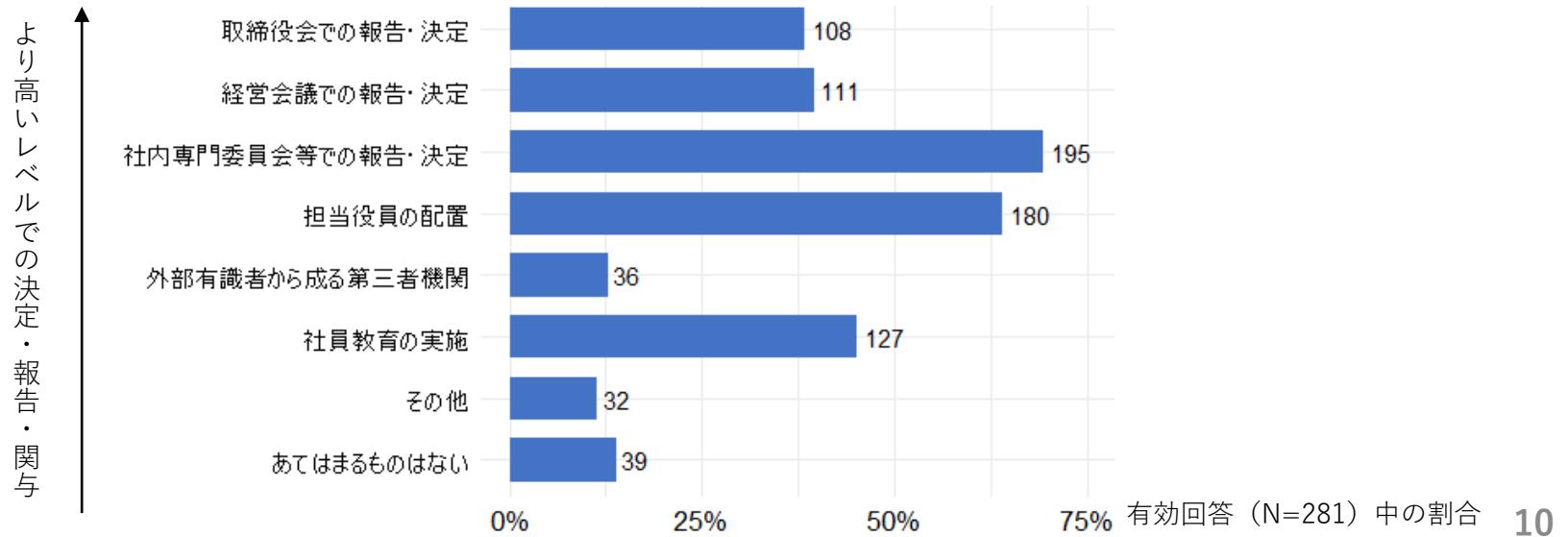
- 生物多様性・NPについて、経営層に加え、一般社員の認知度も高まっている。
- 生物多様性保全の取組み推進について、より高いレベルでの決定・定量目標の設定を志向。

<生物多様性に関する社内の認知度>

有効回答 (N=281) 中の割合



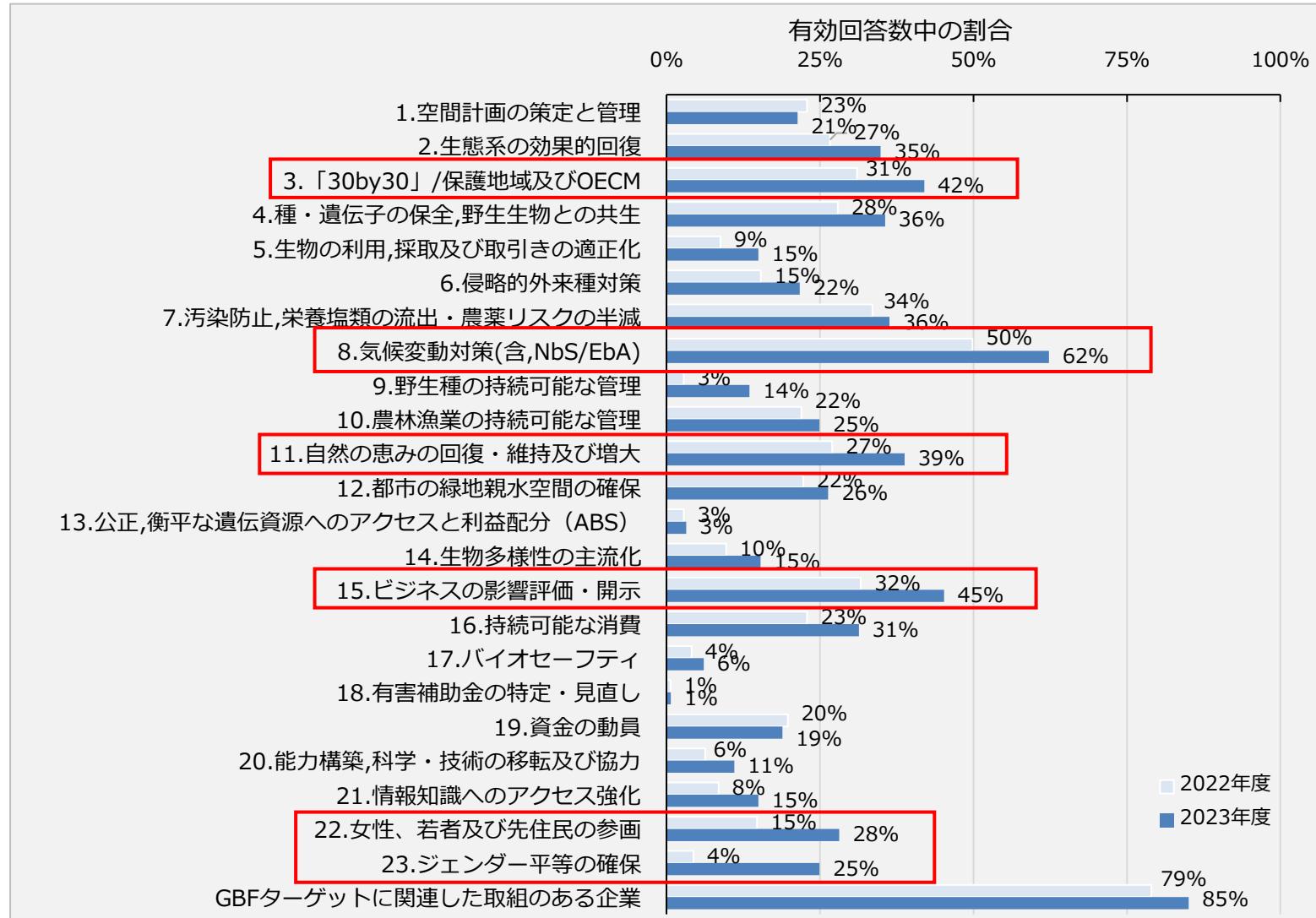
<生物多様性に関する活動の推進体制>



<2>GBFへの貢献

- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（GBF）に関して、取組み数は概ね増加傾向。特に、ターゲット3・8・11・15・22、23は10ポイントを上回る増加。

<昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲット別の貢献>



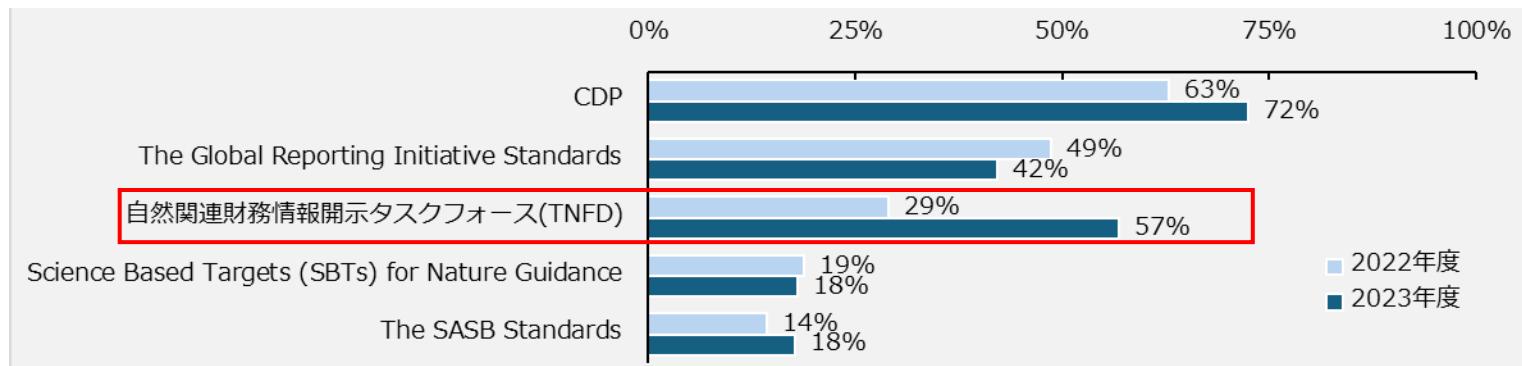
< 3 > 情報開示

- 生物多様性に関する情報開示が進み、特にTNFDに対応または参照する企業が大幅に増加。
- 先住民や地域社会の人権への配慮にも積極的に取り組んでいる（予定・検討中を含む）。

<生物多様性に関する情報公開>

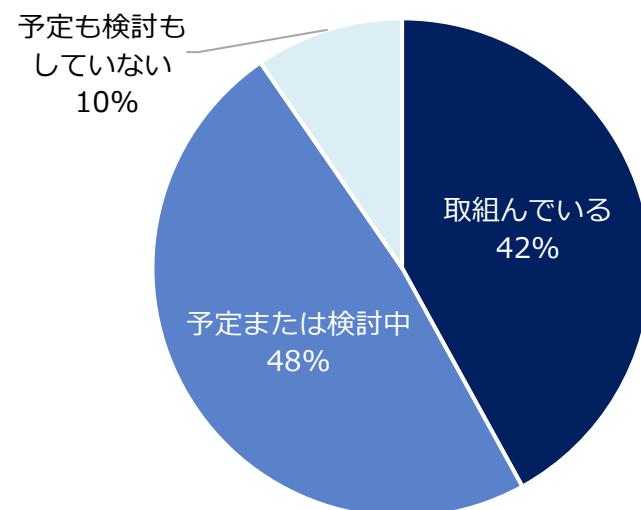
- この1年間で、TNFDに対応または参照する企業が約2倍に増加。

(有効回答数中の割合)



<先住民や地域社会の人権の考慮>

- 取組んでいる企業と、取組みを予定または検討中の企業を合わせると、**全体の9割**を占める

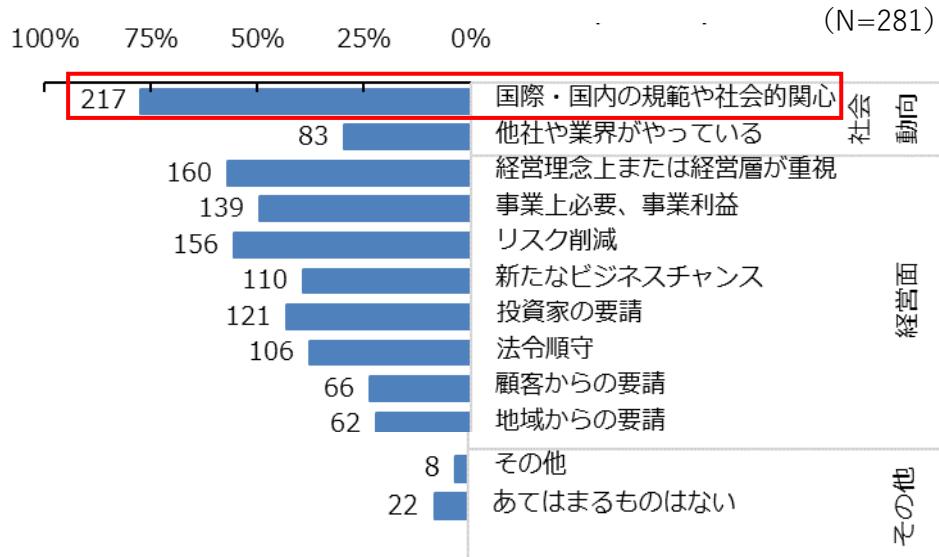


<4>取組み推進にあたっての課題

- 生物多様性に関する取組みの主な動機は「国際・国内の規範や社会的関心」。
- 生物多様性に関する取組みを推進する上での課題として、指標・目標の設定や計測等、技術面の課題感についてはやや減少。

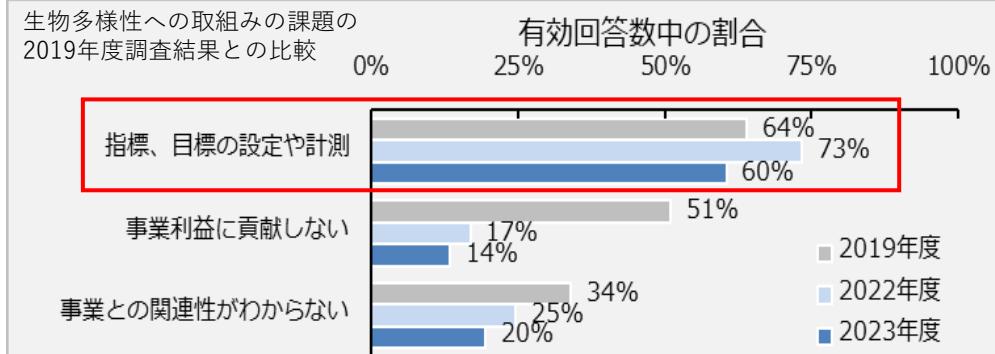
<生物多様性に関する取組みの理由>

- 生物多様性に関する取組みの主な動機は「国際・国内の規範や社会的関心」。
- 経営面では、「経営理念上または経営層が重視」、「リスク削減」が主な理由。



<生物多様性への取組みを推進する上での課題>

- 課題には技術的なもの、特に「指標、目標の設定や計測」が多く挙げられた
- 2019、2022年度調査時よりも経営面、技術面ともに各課題を選択した企業数が減少



生物多様性をめぐる国際的な議論への期待

- CBD・COP16においては、特に以下の4点について交渉状況を注視。

(1) GBFの進捗に関するモニタリング指標

(2) 遺伝資源に係る塩基配列情報

(DSI : Digital Sequence Information on Genetic Resource) 【ターゲット13関連】

(3) 生物多様性・自然資本に関する情報開示 【ターゲット15関連】

(4) GBF実現に向けた個社の取組みの円滑な推進・拡充に必要な
環境整備

生物多様性をめぐる国際的な議論への期待①

(1) GBFの進捗に関するモニタリング指標

- モニタリング指標は国別報告書の策定で活用され、GBFに向けた進捗状況を確認する上で重要。様々な主体の参加につなげるためにも、計測が容易であり分かりやすい納得感のある指標が設定されることを期待。
- 日本企業を含む多様な主体の貢献を幅広く収集できるよう、固有の事情や地域性に配慮した指標の設定が望ましい。
- 国別報告書の作成にあたっては、日本経済界として、わが国企業のGBFへの着実な貢献を示すべく、進捗状況を可能な限り明快に説明するよう、努めたい。

(2) 遺伝資源に係る塩基配列情報

スライド19・20参照

(DSI : Digital Sequence Information on Genetic Resource) 【ターゲット13関連】

- 多数国間メカニズムによるグローバル基金への資金拠出は、任意とすること
- 多数国間メカニズムに拠出した場合には、二国間メカニズムでの支払を求められないこと
- グローバル基金に拠出したことにより、公正・衡平な利益配分を果たしたものとして、DSIの使用を制約されないことが確保される仕組みを講じること
- 「研究とイノベーション」を妨げないことや「データのオープンアクセス」が尊重されること
- グローバル基金からの資金はプロジェクトベースで配分され、明確に生物多様性の保全と持続的利用のために使用されること

生物多様性をめぐる国際的な議論への期待②

(3) 生物多様性・自然資本に関する情報開示【ターゲット15関連】

- 日本経済界は、生物多様性・自然資本に関する情報開示に引き続き積極的に取り組んでいく考えである。
- 気候変動と比べて、生物多様性・自然資本に関する情報開示基準は国際的に確立・広く普及しているとは言い難い状況。加えて、バリューチェーン全体での生物多様性保全活動の推進および関連する情報開示の難しさ、グローバルサプライチェーンの生態系への依存や影響に係る情報収集と企業の保全活動に対する各国政府による支援の必要性、優先順位の高いところから効果的に改善活動を進めていくことの重要性等について、投資家をはじめ多様なステークホルダーの理解を深めることが不可欠。
- そのためには、投資家等が必要とする開示の内容・対象範囲およびそれらの開示情報の活用方法等について、企業・投資家間等のエンゲージメントを支援していくことで、開示の意義・効果を高め、企業の一層の参画を後押ししていくことが極めて重要。
- 加えて、生物多様性・自然資本に関する分野で、日本企業はかねてより地域特性の尊重を基本とした保全活動を推進。評価指標・評価基準の設定においても、事業および保全対象となる自然や地域の特性を考慮する必要。
- また、自然資本・生物多様性の保全に資するイノベティブな製品・ソリューションの開発・普及を適切に評価する手法が不可欠。
- 日本企業のこれらの取組みが正しく評価される開示・評価手法を期待。

生物多様性をめぐる国際的な議論への期待③

(4) GBF実現に向けた個社の取組みの円滑な推進・拡充に必要な環境整備

- GBFへの貢献を促進するうえで、企業価値向上や好循環を支えるハード・ソフト両面でのインフラ整備・運営において、公的機関の役割が極めて重要。
- 一社（個社）では対応できないことへの施策を期待。
- 例えば、グローバルサプライチェーン全体で、生物多様性・自然資本への依存と影響をトレースすることは個社の努力では限界。
- 日本政府も、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、ネイチャーポジティブ経営や産業創出に向けた基盤整備の一環として、気候変動等他分野の取組みとの連携やデジタル技術等の活用等も念頭に、サプライチェーン上での生物多様性・自然資本への影響把握に資する技術の開発や、生物多様性・自然資本に係るデータ連携等の促進等への支援に取り組む、としている。
- 将来的には、生物多様性・自然資本の保全に資する物品・サービスの相互承認の推進等への活用も視野に、生物多様性・自然資本の保全に関し、グローバルサプライチェーン全体での影響把握や取組み効果を測定できるよう、国主導での国際的データ連携の仕組みの整備を強く期待。

【参考】昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の構造

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

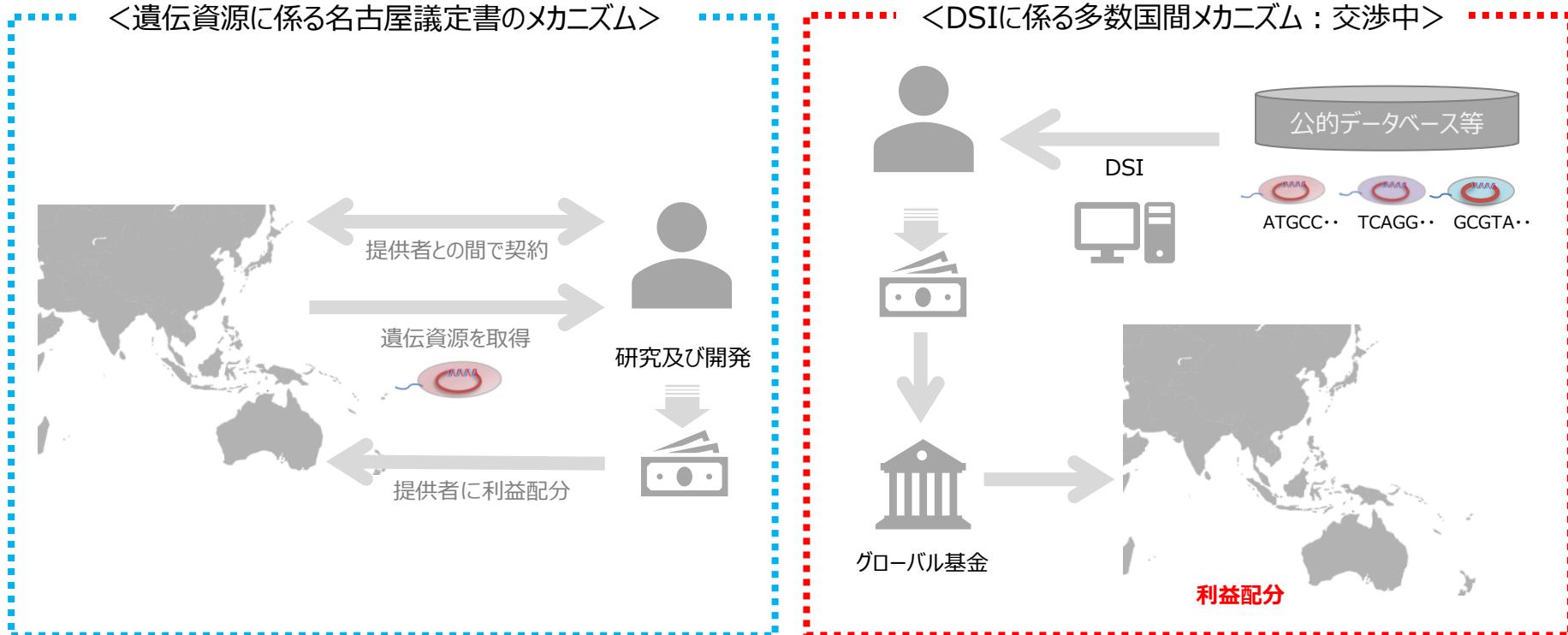
実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビュー・メカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

■ 議論の背景及び経緯

- 各国が主権的権利（Sovereign Right）を有する遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分（ABS）については、生物多様性条約（CBD）及び名古屋議定書（2014年発効）がその枠組を規定。
- 一方、遺伝資源の提供国（主に発展途上国・新興国）は、公的データベースを通じたDSIの利用の拡大により上記枠組が回避され、利益配分が得られなくなっているとして、2016年頃より、DSIの利用により得られる利益の配分等を要求。
- 我が国では、関係省庁（外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省及び環境省）が本件議論に対応するとともに、産業界においても、バイオインダストリー協会が中心となり、COPへのオブザーバー参加、委員会の設置等を行いつつ、本件議論をフォロー。
- 2022年12月、COP15において、DSIの利用から得られる利益の配分のための多数国間メカニズムを創設すること、及び作業部会を設置してその具体的な内容を検討し、本年10月のCOP16に勧告することに合意。多数国間メカニズムは、法的拘束力のない締約国会議決定（COP Decision）により創設される見込。

【参考】DSI利益配分のための多数国間メカニズムに関する交渉状況②

■ 多数国間メカニズムのイメージ



COP16向け勧告案における利益配分メカニズム案 概要 ※簡略化のため一部文言割愛・表現変更。

- A案：DSIを使用し利益を得た者は、当該製品・サービスの[利益][売上]から[X]%を拠出
- B案：特定のセクターに属する者は、[利益][売上]から[X]%を拠出（例：製薬、化粧品、種苗など）
- C案：（主語指定なし） [DSIを使用して開発等された]製品・サービスの小売価格から 1 %を拠出
- D案：DSIを積極的に活用する者は、[利益][売上]から一部を拠出 【日本政府提案】



本年10月 COP16でDSI利益配分のための多数国間メカニズムの基本枠組決定

【参考】用語一覧

名称・用語	略称	内容
昆明・モントリオール生物多様性枠組	GBF	2022年12月のCOP15で採択された生物多様性に関する新たな世界目標。2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、およびその他の関連要素から構成。2030年グローバルターゲットに、30by30やNbS（自然を活用した解決策）等の要素に加え、進捗を明確にするために8つの数値目標を設定
生物多様性枠組条約締約国会議	CBD-COP	生物多様性条約（CBD）は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分を実現することを目的として1992年に採択、1993年に発行。1994年以降、CBDを批准した締約国の会議（COP）が定期的に開催されており、目的達成に向けた国際枠組みや推進策が検討、決定されている
30by30 (サーティ・バイ・サーティ)	30by30	2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
Other Effective area-based Conservation Measures	OECM	保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域。原則、4つの国際基準（A：保護地域として未指定、B：統治・管理の存在、C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献、D：付随する生態系の機能とサービス及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値）に基づき選定
SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム	COMDEKS (コムデックス)	里山等（人間が周囲の自然と寄り添いながら農林漁業などを通じて形成した二次的自然地域）の持続可能な維持・再構築を通じて「自然共生社会の実現」を目指す国際的な取り組み。2010年のCOP10で承認
自然関連財務情報開示タスクフォース	TNFD	企業や金融機関が自然環境への影響や依存関係について、透明性を持って情報を開示する仕組み。2023年9月に開示枠組み提言の正式版を公表
遺伝資源に係る塩基配列情報	DSI	植物等の遺伝資源のゲノム解析によって得られたDNA配列をはじめとする情報。この配列情報の活用によって新たな品種や医薬品等の開発が可能となる
生物多様性国家戦略	—	生物多様性条約および生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関するわが国の基本的な計画。現行の国家戦略は、2023年に策定された第6次戦略（2023-2030）